

◎議案第25号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第19、議案第25号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高島都市整備部長。

○都市整備部長（高島 章君） 議25-1でございます。議案第25号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の制定について。

白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年2月27日提出。白老町長。

議25-8をお開きください。附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

次のページでございます。議案説明。白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の制定について。

社会経済活動のその他の活動に伴って発生する二酸化炭素の排出を抑制し、及びその吸収作用を強化すること等を目的として、「都市の低炭素化の促進に関する法律」が制定されたことから、同法に規定します「低炭素建築物新築等計画」の認定に係る所管行政庁となる本町において当該認定、その他の事務に関する費用を手数料として徴収するため本条例を制定するものでございます。

内容については、さきの説明会で説明させていただいておりますので、省略させていただきます。

白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例

（趣旨）

第1条 この条例は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定、変更その他の事務で、町長に申請等を行うものについて徴収する手数料（以下「手数料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料の種類及び金額）

第2条 手数料の種類及び金額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 低炭素建築物新築等計画認定手数料

区分	住棟の種別等	エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和	調査機関審査又は評価機関審査を受けていない

			54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関による技術的審査(以下「調査機関審査」という。)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査(以下「評価機関審査」という。)を受けた場合の手数料	場合の手数料
ア 住戸を単位として認定を申請する場合 右に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ右に定める金額	戸建住宅	(7) 1戸のもの	9,000円	43,700円
	共同住宅	(イ) 2戸以上 5戸以内のもの	14,500円	84,800円
		(ウ) 6戸以上 10戸以内のもの	22,400円	118,000円
		(エ) 11戸以上 25戸以内のもの	35,000円	164,000円
		(オ) 26戸以上 50戸以内のもの	56,400円	234,000円
		(カ) 51戸以上 100戸以内のもの	98,200円	335,000円
		(キ) 101戸以上 200戸以内のもの	153,000円	452,000円

	(ク) 201戸以上 300戸以内のもの	193,000円	592,000円
	(ケ) 301戸以上のもの	205,000円	695,000円
イ 共同住宅の用途に 供する一の建築物を 単位として認定を申 請する場合 アの項(イ)から(ケ) までに掲げる当該申 請に係る1棟の建築 物の共同住宅の戸数 の区分に応じ、それ ぞれアの項(イ)から (ケ)までに定める金 額に、右に掲げる当 該申請に係る1棟の 建築物の共同住宅の 住戸以外の床面積の 合計の区分に応じ、 それぞれ右に定める 金額を加えた金額	(ア) 0㎡～300㎡以内	14,500円	129,000円
	(イ) 300㎡超～ 2,000㎡以内	35,000円	213,000円
	(ウ) 2,000㎡超～ 5,000㎡以内	98,200円	331,000円
	(エ) 5,000㎡超～	153,000円	425,000円
ウ 住宅以外の用途に 供する一の建築物を 単位として認定を申 請する場合 右に掲げる当該申 請に係る1棟の建築 物の床面積の合計の 区分に応じ、それぞ れ右に定める金額	(ア) 0㎡～300㎡以内	14,500円	288,000円
	(イ) 300㎡超～ 2,000㎡以内	35,000円	457,000円
	(ウ) 2,000㎡超～ 5,000㎡以内	98,200円	648,000円
	(エ) 5,000㎡超～ 10,000㎡以内	153,000円	795,000円
	(オ) 10,000㎡超～ 25,000㎡以内	193,000円	936,000円
	(カ) 25,000㎡超～	240,000円	1,068,000円

備考

- 1 同一の建築物に係るア及びイの認定を同時に申請する場合は、当該アの申請に係る手数料は、徴収しない。
- 2 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきア及びウに規定する金額を合計した金額とする。
- 3 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきイ及びウに規定する金額を合計した金額とする。
- 4 イ又はウの場合において、同一の建築物に係るアの認定を同時に申請する場合は、当該アの申請に係る手数料は、徴収しない。

(2) 低炭素建築物新築等計画変更認定手数料

区分	住棟の種別等		調査機関審査又は評価機関審査を受けた場合の手数料	調査機関審査又は評価機関審査を受けていない場合の手数料
ア 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合			1戸又は1棟につき 1,000円	
イ 住戸を単位として変更認定を申請する場合 右に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ右に定める金額	戸建住宅	(7) 1戸のもの	9,000円	26,300円
	共同住宅	(イ) 2戸以上 5戸以内のもの	14,500円	49,700円
		(ウ) 6戸以上 10戸以内のもの	22,400円	70,200円
		(エ) 11戸以上 25戸以内のもの	35,000円	99,800円
		(オ) 26戸以上 50戸以内のもの	56,400円	145,000円
		(カ) 51戸以上 100戸以内のもの	98,200円	216,000円
		(キ) 101戸以上 200戸以内のもの	153,000円	303,000円
		(ク) 201戸以上 300戸以内のもの	193,000円	392,000円

	(ケ) 301戸以上のもの	205,000円	450,000円
ウ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 イの項(イ)から(ケ)までに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイの項(イ)から(ケ)までに定める金額に、右に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ右に定める金額を加えた金額	(ア) 0㎡～300㎡以内	14,500円	70,400円
	(イ) 300㎡超～ 2,000㎡以内	35,000円	122,000円
	(ウ) 2,000㎡超～ 5,000㎡以内	98,200円	213,000円
	(エ) 5,000㎡超～	153,000円	288,000円
エ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 右に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ右に定める金額	(ア) 0㎡～300㎡以内	14,500円	151,000円
	(イ) 300㎡超～2,000㎡以内	35,000円	245,000円
	(ウ) 2,000㎡超～ 5,000㎡以内	98,200円	373,000円
	(エ) 5,000㎡超～ 10,000㎡以内	153,000円	474,000円
	(オ) 10,000㎡超～ 25,000㎡以内	193,000円	564,000円
	(カ) 25,000㎡超～	240,000円	654,000円
備考			
1 同一の建築物に係るイ及びウの変更認定を同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。			
2 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきイ及びエに規定する金額を合計した金額とする。			

- 3 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきウ及びエに規定する金額を合計した金額とする。
- 4 イ又はウの場合において、同一の建築物に係るイの変更認定を同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。

2 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合にあっては、前項に定める手数料の額に、白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例（平成12年条例第10号）第2条第1号に規定する金額を加算した手数料の額とする。

3 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出について、構造計算適合性判定（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第5項に規定する構造計算適合性判定をいう。）に準ずる判定を必要とする場合にあっては、第1項及び前項に定める手数料の額に、白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例第2条第3号に規定する金額を加算した手数料の額とする。

（手数料の徴収の時期及び方法）

第3条 手数料は、申請する際にこれを徴収する。

（手数料の還付）

第4条 既納の手数料は、還付しない。ただし、町長は、特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（手数料の減免）

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項各号に定める手数料の額を減額し、又は免除する。

(1) 災害により、滅失し、又はき損したため1年以内に建築物を建築するとき。

(2) その他町長が必要と認めるとき。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第25号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。